

御注意

R 5		R 6			
	F		F		F
	非課税		非課税		非課税
	他市課税		他市課税		他市課税

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

柏 市 長 あて 令和 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒 -										特別徴収義務者番号						※市町村ごとに異なります
			フリガナ											整理番号※1						
氏名又は名称											連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係								
代表者の職氏名												氏名								
個人番号※2又は法人番号														電話 (内線)						
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日														
受給者番号	フリガナ			円	月から	月から	・													
	氏 名	(旧姓)			月まで	月まで														
					円	円														
生年月日	昭和・平成 年 月 日																			
個人番号※2																				
1月1日現在の住所																				
給与の支払を受けなくなった後の住所																				
			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異 動 の 事 由		異動後の未徴収税額の徴収方法		退職した年の1月から退職時までの給与支払額		円							
													控 除 社 会 保 険 料 額							
							1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 育児休業 6. 長期欠勤		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 3. 月分で納入(月 日納期限分)											

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収 の理由	1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため (月 日 申出)		相続人の氏名等		9. 住所誤報 10. その他 (特別徴収不可) ※10. その他を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。
	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の 申出がないため。		氏名	続柄	
徴収予定	徴収予定月日	徴収予定額 上記(ウ)と同額	住所		1. (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者) 2. (普C) 給与が少なく税額が引けない 3. (普D) 給与の支払が不定期 4. (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)
		円	電話		

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号																				連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番号	課・係		新しい勤務先では _____ 月分から徴収し、納入します。	※市役所使用欄	納通・更正簿不要サイン														
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地										〒 _____															氏名		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	簡易通知	_____/____										
フリガナ																														氏名又は名称		納入書	____						
代表者の職氏名																																		電話	(内線 _____)	納入書	要 ・ 不要	しおり	____
法人番号										受給者番号																													

◎ 1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。

※1 「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。

※2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給付所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」の欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。